

直方市奨学金返還支援事業補助金

申請のてびき

＜令和 8 年（2026 年）度版＞

◎お問い合わせ

直方市役所 企画経営課 企画経営係
（本庁 3 階 36 番窓口）

〒822-8501

福岡県直方市殿町 7 番 1 号

Tel:0949-25-2230

1.本事業の目的・概要

奨学金の貸与を受けて大学・高校等に進学した方で、卒業・修了後に直方市内に居住する方について、その奨学金の返還に要する費用の一部を補助するものです。これにより、若年層の方々の経済的負担の軽減を図り、もって直方市内への居住促進を図ることを目的としています。

2.対象となる奨学金

大学・高校等の在学期間中の学費に充てることを主な目的として、本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するもの。

- ①独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ②地方公共団体が実施する奨学金
- ③その他市長が認める奨学金

3.対象者

申請日において、以下のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①直方市の住民基本台帳に登録されている方で、現に直方市に居住していること。
- ②大学・高校等に進学し、在学中に本人名義で奨学金の貸与を受けた方。
- ③令和4年4月1日以降にその大学・高校等を卒業・修了し^(※1)、初回申請日において30歳以下であり、自ら奨学金を返還しているまたは申請日が属する年の12月までに返還を開始する予定であること。

(※1)大学院における博士課程を満期退学または単位取得後退学した方については、当該課程を修了したとみなします。

- ④定住を目的として、初回申請日から5年以上直方市に居住する意思があること。
- ⑤被雇用者または自ら事業を営む方で、初回申請日から5年以上就業する意思があること。(就業場所は不問)
- ⑥国家公務員または地方公務員として任用されていないこと。
- ⑦本市または本市以外の市町村税に滞納がないこと。
- ⑧他制度による奨学金返還を対象とした助成・補助を受けていないこと。
- ⑨暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する方でないこと。

4.補助対象期間

初回申請日が属する年の1月から12月までの間の最初の返還月から起算して連続する最長36か月(3年)。申請は年度ごとに必要です。

5.補助額

1年度につき、申請日が属する年の1月から12月までの間に、申請者が返還した奨学金の合計額(千円未満切り捨て)と15万円のいずれか低いほうの額を、年度末の実績報告受理後に一括支給します。

【例】令和5年3月に大学等を卒業し、4月に就業、10月から奨学金返還を開始、毎月8,000円ずつ返還している場合。



補助対象期間

令和5年10月～令和8年9月の36か月分

補助額

令和5年度

令和5年10月から12月までの返還額：8,000円／月×3か月分=24,000円
と、補助上限額 12,500円×3か月分=37,500円^(※2)のいずれか低いほうの額。
∴24,000円を年度末に一括支給。

令和6・7年度

1月から12月までの返還額：8,000円／月×12か月分=96,000円
と、補助上限額 15万円のいずれか低いほうの額。
∴96,000円を各年度末に一括支給。

令和8年度

令和8年1月から9月までの返還額：8,000円／月×9か月分=72,000円
と、補助上限額 12,500円×9か月分=112,500円^(※2)のいずれか低いほうの額。
∴72,000円を年度末に一括支給。

申請が必要な年度

令和5年度～令和8年度(4回)

(※2)補助対象期間が12か月に満たない場合は、月額1万2,500円に当該年度の補助対象月数を乗じた額を上限とします。(千円未満切り捨て)

6.交付決定の優先順位

予算の範囲を超える申請があった場合は、以下の優先基準に基づいて順位付けを行い、より上位の方から交付決定します。

- ①18歳に到達する年度の末日までにおける直方市での居住年数が長い方
- ②申請日が属する年の前年の1月1日から12月31日までの所得が低い方
(ただし、申請日が属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に大学・高校等を卒業・修了した方については、“所得なし”とみなします。)
- ③市内の事業所等に勤務する方または市内で事業を営む方
- ④申込受付順

7.申請方法

以下のとおり、必要書類を申請期間内に、提出先へご提出ください。

<必要書類>

- ①直方市奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ②被雇用者は雇用証明書(様式第2号)、自営業者は就業実態を証する書類
- ③奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与の状況、返還の条件等がわかる書類
- ④所得証明書(ただし、申請日が属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの間に大学・高校等を卒業・修了した方は、ご提出いただく必要はありません。)(※3)
- ⑤奨学金の貸与を受けて卒業した大学・高校等の卒業年月日が分かる書類
- ⑥申請者の本人確認書類(運転免許証、保険証など)
- ⑦その他市長が必要と認めた書類

(※3)申請日が属する年の1月1日時点で直方市の住民であった場合は、交付申請書(様式第1号)裏面の誓約・同意事項への同意をもって、提出を省略することができます。

<申請期間> 令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)

<提出先> 直方市役所 企画経営課 企画経営係(本庁3階36番窓口)

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 Tel:0949-25-2230

8.交付決定について

上記の申請期間終了後、必要な審査等を行い、令和 8 年 11 末日までに交付・不交付決定通知書をお送りします。

9.変更申請が必要なとき（交付決定後）

交付決定後、以下の事由が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。

<変更申請が必要な事由>

- ①申請時の雇用証明書または就業実態を証する書類に記載していた事業所等を退職または廃業したとき。
- ②①の退職・廃業後、再就職や起業などにより再び就業を開始したとき。
- ③奨学金の返還免除などにより、返還額が申請日における返還計画から変更となったとき。
- ④住所や氏名等に変更が生じたとき。
- ⑤その他市長が必要と認めるとき。

<必要書類>

- ①直方市奨学金返還支援事業補助金変更交付申請書（様式第 4 号）
- ②上記の変更事由について分かる書類

<申請期間>

～実績報告前まで

10.実績報告について（交付決定後）

以下のとおり、必要書類を、提出期限までにご提出ください。

<必要書類>

- ①直方市奨学金返還支援事業補助金実績報告書（様式第 6 号）
- ②補助対象期間における、自ら奨学金を返還したことが分かる書類
- ③被雇用者は雇用証明書（様式第 2 号）、自営業者は就業実態を証する書類
- ④その他市長が必要と認める書類

<提出期限>

令和 9 年 2 月 1 日（月）（予定）

11.申請～交付決定～実績報告～補助金交付のスケジュール

- 〈R8.7～9 月〉 交付申請
- 〈～R8.11〉 交付・不交付決定通知
- 〈R9.2〉 実績報告
- 〈R9.3〉 (確定通知および請求を経て)補助金交付 (1 年度分まとめて)

12.交付決定の取り消し・補助金の返還について

交付決定を受けた方が、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。また既に補助金が交付されているときは、直方市奨学金返還支援事業補助金返還命令書（様式第 10 号）により、その補助金全部又は一部の返還について期限を定めて命じます。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事象が生じたとき。

13.Q&A

1.補助対象について

No	Q	A	該当頁
1-1	生まれたときから（または高校・大学等に在学中から）ずっと直方市に住んでいる人も対象ですか？	対象です。	P1 3.対象者
1-2	直方市の出身ではありませんが、対象ですか？	対象です。	P1 3.対象者
1-3	正規雇用でない場合は対象になりますか？	対象です。	P1 3.対象者
1-4	育児休業中です。その期間の返還額は補助対象になりますか？	勤務先等を退職していなければ対象です。ただし貸与機関によっては、産前産後休業期間や育児休業期間中の奨学金返還を猶予する制度がありますので、貸与機関へご確認ください。	P1 3.対象者
1-5	入学準備金等も対象となりますか？	貸与型のものであれば対象です。	P1 3.対象者
1-6	教育ローンは対象ですか？	対象外です。	P1 3.対象者
1-7	大学・高校等の等の対象の範囲は？	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程、高等学校（本科・別科・専攻科）、中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程（高等専修学校）、特別支援学校高等部（本科・別科・専攻科）	P1 3.対象者

2.補助額及び対象期間について

No	Q	A	該当ページ
2-1	奨学金の返還計画を変更して繰上返還した場合の返還額も対象ですか？	申請・変更申請なく繰上返還した場合は補助対象外です。繰上返還をご検討されている場合は事前にご相談ください。	P2 5.補助額

o	Q	A	該当ページ
2-2	奨学金を滞納した場合の返還金の追納分は対象ですか？	追納分は対象外です。 ただし申請日が属する年の1～12月までの間に返還金を新たに滞納したものの、同期間中に追納したことが書面等により確認できる場合は、その返還額は補助の対象とします。	P2 5.補助額
2-3	途中で転出または離職した後に、再び転入または就職した場合の補助対象期間はどのようになりますか？	初回申請日が属する年の1～12月の最初の返還月から起算して連続する36カ月のため、転出していた or 離職していた期間も36カ月に含みます。	P2 5.補助額
2-4	期間中に転出または離職した期間を含む場合はどのようになりますか？	転出日・退職日の属する月までに返還した金額が補助の対象です。またその後、再び転入または就職した場合は、再転入日または再就職日の属する月以降に返還した金額が補助の対象です。	P2 5.補助額

3.申請について

No	Q	A	該当ページ
3-1	初回申請日とは？	本補助金の交付決定を初めて受けた日が属する年度における申請日のことです。 (例) 令和6年2月13日交付決定の場合 令和5年度に申請を行った日となります。	P1 3.対象者
3-2	交付決定後、2年度目以降の申請時の必要書類は？	以下の書類を提出してください。 ①直方市奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第1号) ②雇用証明書(様式第2号) 又は就業実態を証する書類 ③奨学金の返還の条件等が分	P3 7.申請方法

		かる書類 ※ただし③は、返還条件等が変わった場合（所得連動方式により毎年返還額が変わる場合を含む）に限ります。	
3-3	就業実態を証する書類とは？	・ 個人事業の場合…開業届、確定申告書など。 ・ 会社を設立し事業を行っている場合…設立会社の登記事項証明書、法人住民税にかかる法人等の設立等申告書、法人住民税申告書など。 （いずれもコピー可。）	P3 7.申請方法
3-4	奨学金の貸与の状況、返還の条件等がわかる書類とはどんな書類ですか？ （貸与先が日本学生支援機構の場合）	・ 第一種の場合 貸与奨学金返還確認票、奨学金返還誓約書など ・ 第二種の場合 貸与奨学金返還確認票、奨学金返還誓約書などに加えスカラネットの画面コピー、口座振替(リレー口座)加入通知など （いずれもコピー可。）	P3 7.申請方法
3-5	奨学金の貸与の状況、返還の条件等がわかる書類とはどんな書類ですか？ （貸与先が上記以外の場合）	貸与者氏名・貸与機関名・貸与期間・貸与月額・貸与総額・返還（割賦）方法（月賦・年賦・半年賦）・返還（割賦）金額・返還期日が分かる書類です。コピー可。 （不明な場合はご相談ください。）	P3 7.申請方法

3-6	奨学金の貸与を受けて卒業した大学等の卒業年月日が分かる書類とはどんな書類ですか？	卒業証書、卒業証明書、満期退学証明書など。(コピー可)	P3 7.申請方法
-----	--	-----------------------------	-----------

4.優先基準について

No	Q	A	該当ページ
4-1	予算を超える申請があった場合の優先基準のうち、「市内の事業所等に勤務する方～」とは、勤務先の“本店の所在地”が市内ということか、申請者の“勤務地”が市内ということか？	後者です。本店・支店にかかわらず、申請者の勤務地が市内であるかどうかを基準とします。	P3 6.交付決定の優先順位

5.実績報告について

No	Q	A	該当ページ
5-1	自ら奨学金を返還したことがわかる書類とは？	返還日・返還額・ご本人が返還したことが分かるものです (例：本人名義の通帳から引き落とされていることがわかるページ、奨学金返還額証明書(日本学生機構の場合)など。(コピー可))	P4 10.実績報告
5-2	就業実態を証する書類とは？	確定申告書、法人住民税申告書など。(コピー可)	P4 10.実績報告

6.その他

No	Q	A	該当ページ
6-1	5年以内に転出または離職した場合、それまでに交付を受けた補助金は返還しなければいけませんか？	やむを得ない理由(勤務先からの異動命令・家庭の事情等)の場合、返還の必要はありません。	P1 3.対象者